

Title	古代人と酒
Sub Title	People and wine in ancient Japan
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0005">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0005</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 古代人と酒

松 本 芳 夫

われわれの生活において、飲食の大切であることは、いうまでもない。もちろん、これらも、場所によつて異なり、時代によつて変化するが、米や麦のごときは、その調理法に変化があつたにしても、先史時代から主食品としてもちいられてきた。酒は米麦とちがつて、絶対に欠くことのできない主食品ではなく、単に嗜好品にすぎないけれども、主食品とおなじように、長く用いられてきたのであつて、まことに、ふしぎであると言つてよい。

酒は、いつ、いかにして、はじめて作られたかは明かでないが、おそらく原始時代に、果実や牛馬の乳が自然に醸酵してできた果実酒や乳酒が、そのおこりであつて、それについて、穀物類の酒ができたのであろうと、言われている。

しかるに、古代人は、とかくものの起原を神にむすびつける傾きがあつて、酒のごときも神によつてつくられたという神話が多い。スサノオノミコトは、アシナヅチ、テナヅチをして八塩折の酒をつくらしめ、ヤマタの大蛇を酔わして退治したといわれ、また書紀の一書では、『もろもろの菓<sup>このみ</sup>をもつて酒八甕を醸む』とか、『毒酒を醸みて飲ましむ』などである。

崇神紀八年四月の条に、三輪大神の掌酒さかひとの活目が、そのつくつた神酒を天皇に献じ、

この御酒みきは わが御酒ならず 倭なす 大物主の 醸かみし御酒 いくひさ幾久

と、うたつたという話があり、また神功紀十三年二月の条に、皇太后は宴を設けて太子に盞をさし、

この御酒は、わが御酒ならず 藥くしの神 常世にいます 石立たす 少御神すくなみかみの 豊寿とよほき ほぎもとほし 神寿 寿こぎ転ころば

し 献まつりこし御酒ぞ 乾あず飲をせささ

と、うたわれ、これにこたえて武内宿禰は、

この御酒を 醸みけん人は その鼓 臼うに立てて うたひつつ 醸みけめかも この御酒の あやうたぬに宴うたぬ樂たのしささ

と、太子のために、かえしうたをしたという話がある。釈日本紀(二四)に、『私記曰。少彦神是造酒之神也』とあるのはこの物語にもとづくのであろう。

また神代紀天孫降臨の条の第三の一書に、カムアダカアシツ姫(コノハナノサクヤ姫)が卜定田うらえだを狭名田さなだとなし、その田の稲をもつて天甜酒あまのたじきけ(美酒)をつくつて新嘗をなしたとあり、また神道五部書によると、ワクムスピノ神の子トヨウカメノ神は、天降つて酒をかもし、その一杯をのめば、万病がのぞかるとあり、これらの神が造酒神とか、酒殿神、すなわち神祇や皇室の供御の酒を醸造する神とされている。

なおこれ以外にも、神の醸酒物語ははなはだ多い。カモタケツヌノ命の女タマヨリ姫が丹塗矢によつて男児を生み、成人した時外祖父は八醞酒やしおりのさけを醸み、神たちをつどえて七日七夜うたげ遊びをなし、孫に汝が父とおもう人にこの酒を飲ましめよと言つたところ、酒杯をあげて昇天したという(古風土記逸文、山城、賀茂社)。或はワナサという老夫婦が、水浴している八人の天女のうちの一人の衣をひそかくしたので、その天女は昇天できず、老夫婦とともに住んだが、その天女は善き酒を醸み、一盃のめばよく万病をいやしたので、その家は豊かになつたという(同上、丹後、奈良社)。或はミチヌシヒ

メノ命という神が、父なくして子を生子、田七町をつくつたところ、七日七夜の間稲が成熟したので、酒を醸造して神たちをつどえ、その子をして酒をささげしめたところ、アマノマヒツノ命にささげたので、その父を知ることができたという（播磨風土記、託賀郡）。

## 二

上述のように、造酒を神にむすびつけるのは、神と酒との関係が、はなはだ密であつたからで、コノハナノサクヤ姫が天甜酒を醸んで新嘗をしたというように、神事には酒を供することが、古くからのならわしであつた。祝詞には『奉るうづの幣帛は、<sup>みくら</sup>醴の上高知り、<sup>みかへ</sup>醴の腹満ちならべて』とあり、醴は醸酒用の瓶の類であつて、大きな醴に酒を一ぱい入れてという意味である。或は万葉集に、『哭沢の神社に御酒据え』とか（巻二）、『斎串立て神酒据えまつる』などの句があり（巻十三）、いずれも神前に酒を供えたことをうたつている。

また古代人は清浄を尊び、汚穢を忌む念がつよかつたから、罪や穢を清め、災を除くことを神に祈念し、そのために菝をなすのがつねであつた。延暦二十年（八〇一）五月十四日の太政官符では、罪の軽重によつて四等に分ち、その解除料として徴集する品目がしるされているが、大菝二十八種のうちに酒六斗、上菝二十六種のうちに酒三斗、中菝二十二種のうちに酒一斗、下菝二十二種のうちに酒四升がふくまれてある（類聚三代格卷一）。

これらによつて、俗謡に、『おみきあがらぬ神はない』とうたわれているような、神と酒との親しい関係を知ることができる。一体日本の神は、超人的よりも、むしろ人間的性質がつよく、人間のよろこぶことは、神もよろこび、人間の好むものは、神もまた好むのだと信じられた。そうして神にささげた御酒は、人間がこれを有難くいただくのであつて、ここに神と人間との心的交流がなされたのである。

応神天皇は、帰化人のススコリのたてまつた酒に心うきたつて、

須須許理が 醸みし御酒に 吾酔ひにけり 事ことなぐし和酒 咲酒あきしに 吾酔ひにけり

と、うたわれたが(古事記)、事ことなぐし和酒とは、憂愁苦悶を和げ、心を慰むる酒をいい、咲酒とは、咲み栄える酒をいうのであつて、飲酒によつて、わずらわしい俗事を忘れ、陶然とした心境は、古代人にとつて、神とともにあるように思われたであらう。

称徳朝宝亀元年(七七〇)二月、西大寺東塔の礎として大石を運び、削刻して工事が終つた時、巫覡が石の祟りがあるといふので、柴をつんでこれを焼き、三十余斛の酒をそそいだといふ(続紀三十)。また昔丹波国の海恒世という相撲取りが、或日大蛇とたたかつてこれを殺したが、足にまといつた大蛇の尾の跡が、水で洗つても消えないので、酒をもつてこれを洗いおとしたといふ(今昔物語集二三)。或は聖武天皇が藤原仲麻呂を召して後事を誓わしめ、もしこれに反すれば、神が怒つて大災をおこし、身を破滅せしめるであらうと言ひ、その誓に酒をもちいたといふ(日本靈異記下)。

かくのごとく、祟りを消し、不浄を洗い、或は神聖な誓に酒をもちいたといふのは、酒にそういう神秘の力があると信じたからであらうし、そうして、また、そういう信仰は、神と酒との親密な関係からおこつたのであらう。

## 三

魏志倭人伝に、『人性酒を嗜たしなむ』とか、『始め死するや、停喪十余日、時に当りて肉を食わず、喪主哭泣し、他人就いて歌舞飲酒す』などとあるから、わが古代人は、古くから酒が好きであつたらしい。平安時代の善相公(三善清行)の意見十二箇条に『請<sub>レ</sub>禁<sub>ニ</sub>奢侈<sub>一</sub>事』があり、そのうちに『況此修斎之家。更設<sub>ニ</sub>弔客<sub>一</sub>之饗。献酬交错。宛如<sub>ニ</sub>飫宴<sub>一</sub>。初有<sub>ニ</sub>匍匐<sub>一</sub>之悲。俄成<sub>ニ</sub>酣醉<sub>一</sub>之興。』とあるが(本朝文粹二)、こういう状態は、すでに魏志倭人伝にしているように、古い時代

からの風習であつたのであろう。

わが古代の造酒法は、米を口中で嚙んで、これを器物で醱酵させてつくつたので、醸酒をカムというのは、そのためである、本朝月令にあり、この方法は大隅国風土記にもみられるので、(古風土記逸文、醸酒)この説がひろくとられているしかしこの説に対して、新井白石は、カモスとは麴であつて、米をカビさせてつくるのであると言つて反対し(東雅九)、本居宣長もほぼおなじ説をのべている(古事記伝九)。また八醞酒(八塩折酒)というのは、その汁をしぼり、その糟をすてて、幾度も醞醸した強い酒をいうのであるから、相当手のこんだ方法といわねばならない。それ故わが古代の醸酒法ははじめは口で米をかむような原始的な方法であつたにしても、その後次第に進歩したのであろう。

上述したように、応神天皇は、帰化人の順々許理のつくつた酒で、いきげんになられたと言われ、また仁徳朝に造酒の才のある曾々保利兄弟が、韓国から渡来して、酒看都子、酒看都女の号を賜わり、酒部公の祖となつたと言われているから(新撰姓氏録、右京皇別)、これらの帰化人によつて、わが造酒法がさらに進歩したのであろう。

顯宗即位前紀十一月の条の室寿のうちに、『旨酒餌香市』の句があつて、釈日本紀(十二、述義)の註によると、餌香市に來住せる高麗人が旨酒を醸し、時人が競つて高価で買飲する故に云うとあつて、旨酒と帰化人とを関連させているところをみると、帰化人の造酒が何等かの特色を有していたらしい。

かくて酒の醸造はしだいに発達し、その用途もひろまり、その需要も多くなつたので、朝廷においては宮内省に造酒司を設けて酒や酢の醸造、供御、節会における献杯などのことをなさしめ、その職員には、正一人、佑一人、令史一人、酒部六十人、使部十二人、直丁一人、酒戸百八十五戸を置いた(令集解五、職員令)。なお祝詞(中臣寿詞)によると、大嘗祭の時、神にそなえる御酒を醸す酒造兒さかづこ、すなわち造酒童女をはじめとして、それに従つて醸酒に奉仕する女の酒波さかなみ、節にかけて漉す役の粉走こぼしり、灰焼はいやき、薪採たきとり、酒造兒の助手の相作あいつくりなどがあつた。

四

朝廷においては、祭祀、儀式、招宴、行幸など、いろいろの行事があり、それらの時には、つねに酒がまちいられた。崇神紀八年十二月、天皇は大田田根子をして三輪大神をまつらしめたところがあるが、この日掌酒の活目が天皇にたてまつった神酒は、祭神のために醸造したものであり、また仁徳紀四十年、新嘗祭の宴会に酒を内外の命婦に賜うたとあるが、この酒もまた祭神のためにつくつたものである。

称徳天皇は、天平神護元年（七六五）十一月二十三日の大新嘗に際して、由紀、須伎二国から献つた黒紀白紀の御酒を諸臣に賜い（統紀二六）、また神護景雲三年（七六九）十一月二十八日の新嘗祭にも、三つの善事が同時にかさなつたとて、黒記、白記の御酒を賜うた（同上、三〇）。

万葉集（十九）に、『天地と久しきまでに万代に仕へまつらむ黒酒白酒を』という歌句があり、また祝詞の中臣寿詞にも、『悠紀主基の黒木白木の大御酒を』とあるが、黒酒はクサギの焼灰三升を一甕に入れて黒くした酒をいい、白酒は交ぜないものであつて、大嘗会にはこの二酒をそなえたのである。

朝廷では、祭祀以外にいろいろの行事があつた。たとえば、元旦の朝賀、七日の節会、十六日の踏歌、十七日の射礼、三月三日の桃の節句の曲水の宴、五月五日の端午の節句の騎（馬）射、七月七日の相撲、九月九日の重陽の節句、十一月の冬至、十二月の大饗（鬼やらい）のごとき、恒例のものをはじめとして、臨時の儀式や宴遊が多くあり、それらの行事には、つねに酒がもちいられた。

たとえば、三月三日の曲水の宴の詩として、『錦巖飛瀑激 春岫暉桃開 不憚流水急 唯恨盞遅来』という、大学頭従五位下山田史三方の作が、懐風藻にあり、また五月五日の馬射の例としては、嘉祥二年（八四九）のその日、仁明天

皇は武徳殿にいでまして馬射をみられ、渤海の大使等をして酒宴にはべらしめて、詔をのべられたが、そのうちに、『……五月五日に薬玉をおびて酒飲む人は、命長く福ありとなもきこしめす、故ここをもて薬玉を賜ひ、御酒賜はくと宣りたまふ』とある（続日本後紀一九）。

聖武天皇は、神亀四年（七二七）十一月二日、皇子の誕生を祝して臣下に宴を賜い（続紀十）、また光仁天皇は、宝亀六年（七七五）九月十一日の詔において、十月十三日は朕の誕生日で、この日を天長節となすと仰せられ、その日には群臣に酒を賜い（同上三三）、或はまた延暦七年（七八八）正月十五日、皇太子の元服式があつて、群臣に宴飲を賜うたが（同上三九）、即位や立后などの式においても、おそらく酒宴があつたであろう。

舒明紀四年（六三二）十月、唐の使節高表仁等が来朝した時、神酒を賜い、或は神亀五年（七二八）正月、渤海の使節高齊徳等を饗応したように（続紀十）、来朝した外国の使節を饗応するのが、ならわしであつた。延喜式（二一、玄蕃寮）によると、新羅客の入朝した時には、諸社でつくつた神酒を給したという。

神功皇后が角鹿から淳田門にゆく船上で食事をした時、船の近くに集まつた鯛に酒をそいだところ、鯛が酔うてうきあがつたという話がある（仲哀紀二年六月）。また天平二十年（七四八）八月二十一日、聖武天皇は葛井連広成の宅にゆかれ、群臣とともに宴飲し、日が暮れておとまりになつた（続紀一七）。桓武天皇は、延暦十七年（七九八）八月十三日、北野に遊獵して伊豫親王の山荘にゆかれ、『飲酒高会。干し時日暮』といわれている（類聚国史三二）。

懐風藻に、大津皇子の遊獵一首の詩があつて、『朝折三能士。暮開万騎筵。喫し饗俱豁然。傾し蓋共陶然。月弓輝し谷裏。雲旌張し嶺前。曦光已隠し山。壮士且留連』と詠じているが、かかる行幸や遊獵の時には、宴飲のあるのがつねであつた。

また天皇は、時に応じて遊宴を催された。履中紀によると、天皇は三年十一月舟遊びをされたが、その時ささげた酒の蓋に桜の花が落ちたので、その花のありかをもとめしめ、ときじくの花のめずらしいことをよるこばれて、宮の名を磐余



の稚桜宮ということになつたという。

雄略天皇が遊宴された時、采女のささげた蓋に櫛の落葉がうかんでいたので、天皇は怒つてその采女を刺し殺そうとしたところ、采女は、神代のはじめに国わか浮脂のごとくたゞよえる時という故事から、いま蓋に浮んだ落葉は、国の成りはじめの時の浮脂のごとく、貴く、めでたいことであるということを歌をもつて奏したので、罪をゆるされたのみならず、むしろほめられて物を賜うたという。そうして大后もそれにつれて、『、、、照りいます 高光る 日の御子に 豊御酒たてまつらせ ことの語り言もこをば』とうたわれ、天皇もまた、『、、、庭雀 うずすまりるて 今日もかも 酒み漬くらし、、、』とうたわれ、さらにこの豊樂(饗宴)の日にヲドヒメが大御酒たてまつる時に、天皇は、『水潜みなそぞく 臣の嬢子むすめ 秀樽ほだり取らすも 秀樽取り 堅くとらせ 確堅したがたく 弥堅やくとらせ 秀樽とらす子』とうたわれたという(古事記)。この秀樽とは、酒を杯に注ぐ銚子である。

万葉集(十七)に、天平十八年(七四六)正月、大雪があり、参入した諸卿大夫等に酒宴を賜うて、雪の歌をつくらしめたという記事がある。また懐風藻には、『侍宴一絶』というような侍宴の詩が多くあり、そうして詩中に、文酒、琴酒などの語がみられるが、文酒は詩酒とも言つて、詩文をつくり、酒をのむことであり、琴酒はまた琴樽とも言つて、琴と酒、すなわち酒宴に音楽を奏することであろう。

聖武天皇は天平四年(七三二)八月、諸方に節度使を派遣したが、万葉集(六、雑歌)に『天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌』があり、その歌のうちに、『帰らむ日 相飲まむ酒ぞ この豊御酒は』の句がみられ、また同書卷十九に、遣唐使藤原清河に酒肴を賜うた時の御歌があつて、そのうちに、『早渡りきて 返言 申さむ日に 相飲まむ酒ぞ この豊御酒は』の句がみられる。さらに桓武天皇は、延暦二十二年(八〇二)三月二十九日、遣唐大使等の送別宴を設けたが、その時天皇は藤原葛麻呂を床下に喚んで酒を賜い、『この酒は おほにはあらず 平らかに 帰りきませと いはひたる

酒』とうたわれたので、葛野麻呂は感激して雨のごとく涙をながし、侍宴の群臣も流涕しないものはなかつたという（日本逸史十二）。

かくのごとく、節度使や遣唐使などに対して、その出発や帰還の際には、酒を賜うたのである。

また、めずらしい天象の変化や、鳥獸の出現があつた時、朝廷はこれを祥瑞として賀し、孝徳朝の白雉、文武朝の慶雲、称徳朝の神護景雲のように改元がなされたが、淳仁朝天長七年（八三〇）正月、阿波国の景雲、越前国の木連理の祥瑞の奏上があつたので、天皇は紫宸殿にいでまして侍臣に宴を賜うたように（日本逸史三八）、他の場合でも祥瑞のあつた時には、酒宴があつたろうとおもわれる。

以上は、朝廷の宴飲の数例をあげたにすぎないのであるが、かかる宴飲においては、『群臣具酔。極飲而罷』とか、『終日樂飲。皇飲是洽。群臣具酔』とか、『恩杯無算。群臣飽酔』とか、『挙酒以属群臣。投暮宴酣。琴歌並奏。極飲而罷』とか、『群臣酔舞。帝弾琴而歌』とか、『歌舞数闋。群臣飽酔。不知手舞足踏』とか、或は『終日酣暢。日暮酒闌。公卿降殿。於庭中歌舞。極飲方罷』などと、いわれている場合があるから、時によつては、はめをはずして豪飲したのであろう。

## 五

宴飲は、朝廷のみでなく、貴族や庶民においてもなされたのは、いうまでもない。

古事記の清寧の巻によると、山部連小楯が針間国なこともちの宰みこともちになつた時、その国人の志し自じ牟むの新室で酒宴をなし、そのたけなわの時、皆舞をしたが、その舞によつて、億計（後の仁賢天皇）、弘計（後の顕宗天皇）の兄弟の身分が知られるにいたつたという。

奈良時代には、貴族たちが集まつて風流をなすことが、さかんになつたらしい。天平二年(七三〇)正月十三日、帥老、すなわち大伴旅人の邸で宴会があつて、その時の作の梅花歌三十二首と追歌四首が、万葉集(五)に収められてあつて、そのうちには

青柳梅との花を折りかざし飲みての後は散りぬともよし

笠阿弥

年のはに春の来たらば斯くしこそ梅をかざして楽しく飲まめ

大令史野氏宿奈麻呂

春柳鬢かつらに折りし梅の花誰か浮べし盃の上に

壹岐目村氏彼方

梅の花夢に語らくみやびたる花と我思ふ酒に浮べて

追歌のうち

などのように、酒をよみこんだものもある。

その他万葉集には、『十六日甲南春正月五日諸卿大夫集安倍蟲麻呂朝臣家宴歌一首』とか(六、雑歌)、或は『右歌一首。穂積親王宴飲之日。酒酣之時好誦斯歌。以為恒賞也。』などとあるように(十六)、題詞や歌の説明に、時により、事にふれて酒宴のあつたことをしるしたもの、きわめて多い。

また懷風藻に、『秋日於長王宅宴新羅客』とか、『初春於左僕射王宅謙』などの題があり、ことに『暮春於第園池置酒并序』の序の文のうちに、『一曲一盃尽飲情於此地』とか、『既而日落庭清。樽傾人醉。陶然不知老之將至也』などと、しるしてある。また安倍朝臣広の詩に、『傾斯浮菊酒願慰軒蓬憂』という句があるが、この菊酒は、菊の花と葉を入れて醸造し、重陽の節句に不祥を祓うために飲む酒であるという。

孝謙朝天平宝字元年(七五七)七月、橘奈良麻呂が中心となつて藤原仲麻呂をのぞかんとして、挙兵を企てて失敗したが、その決行に際して、徒党の一人賀茂角足は、仲麻呂方の高麗福信、奈貴王、坂上苅田麻呂、巨勢苗麻呂、牡鹿嶋足等を額田部の宅に招いて酒宴を催したが、これは、挙兵の時に、これらの有力な人々が参集することを妨げるためであつた

(統紀二〇)。酒宴は単に親交のためばかりでなく、陰謀のような忌むしい目的のためにも、催されたのである。

## 六

庶民においても、時にふれ、事に応じて酒がもちいられた。

常陸風土記に、『又年別四月十日。設<sub>レ</sub>祭灌<sub>レ</sub>酒。卜氏種属。男女集会。積<sub>レ</sub>日累<sub>レ</sub>夜。飲<sub>レ</sub>楽歌舞。其唱曰。あらかのかみのみさけを だけたけと いひけばかもよ わがゑひにけむ』とか(香島郡)、『夏月熱日。遠里近郷。避<sub>レ</sub>暑追<sub>レ</sub>涼。促<sub>レ</sub>膝携<sub>レ</sub>手。唱<sub>レ</sub>筑波之雅曲<sub>一</sub>。飲<sub>レ</sub>久慈之味酒。是雖<sub>レ</sub>人間之遊。頓忘<sub>レ</sub>塵中之煩<sub>一</sub>』とか(久慈郡)、或は『夏暑之時。遠邇郷里。酒肴齎<sub>レ</sub>資。男女集会。休遊飲<sub>レ</sub>楽』などとあり(同上)、また肥前国風土記に、『郷閭士女。提<sub>レ</sub>酒抱<sub>レ</sub>琴。毎歲春秋。携<sub>レ</sub>手登望。楽飲歌舞。曲尽而帰。歌詞曰。あられふる きしまがたけを さかしみと くさとりかねて いもがてをとる』是杵島曲とあり(杵島郡)、また播磨風土記に、『干<sub>レ</sub>時作<sub>レ</sub>屋形於屋形田。作<sub>レ</sub>酒屋於佐々山<sub>一</sub>而祭<sub>レ</sub>之。宴遊甚<sub>レ</sub>楽』とか(揖保郡)、『難波高津宮天皇之世。召<sub>レ</sub>筑紫田部令<sub>レ</sub>墾<sub>レ</sub>此地<sub>一</sub>之時。以<sub>レ</sub>五月<sub>一</sub>集<sub>レ</sub>聚此岡。飲酒宴。』などとあり(同上)、これらの記事によると、祭日とか、季節の休日に、男女が酒をのみ、歌をうたい、舞をして楽んだらしい。

令集解(二八、儀制令)に、『凡春時祭田之日。集<sub>レ</sub>郷之老者。一行<sub>レ</sub>郷飲酒礼。使<sub>レ</sub>人知<sub>レ</sub>尊<sub>レ</sub>長養<sub>レ</sub>老之道<sub>一</sub>』とあり、春の祭田の日に村人が神社に集まつて酒宴を催し、若者たちが老人のそばに侍してこれを慰めたのであろう。

山上憶良の貧窮問答歌(万葉集五)に、『風まじり 雨降る夜の 雨まじり 雪降る夜は 術もなく 寒くしあれば 堅塩を 取りつづしろひ 糟湯酒 打ちすすろひて 咳<sub>レ</sub>ふかひ』とあつて、貧者が寒夜に糟湯酒、すなわち酒の糟を湯にとかしたのを飲んですごすことをうたつてゐる。これは、貧乏人が普通の酒を買いえないので、糟で我慢したというのか、それとも越後国の、冬鮭をとる漁翁は、酒では、こごえるが、糟湯酒では、こごえないというところあり(万葉集古義三)、そ

のためであるのか、わからないけれども、いずれにしろ、貧乏人のわびしさが感ぜられる。

七

すでにのべたように、応神天皇が須々許理のたてまつった酒に心浮きたち、『吾酔ひにけり』とうたわれたが、酔うて陶然となることが酒の魅力であつて、ここに愛酒家の多いゆえんがある。

愛酒家としては、大伴旅人が有名であつて、万葉集(三、雑歌)に彼の作『太宰帥大伴卿讚<sub>レ</sub>酒歌十三首』がある。すなわち

験<sub>しるし</sub>なき物を思はずは一杯<sub>つぎ</sub>の濁れる酒を飲むべかるらし

酒の名を聖人<sub>ひじり</sub>と負ほせし古の大聖人の言のよろしさ

古の七の賢き人どもも欲<sub>ほ</sub>りするものは酒にしあるらし

賢しともものいふよりは酒のみて酔泣<sub>まよ</sub>するし優<sub>まさ</sub>りたるらし

言はむ術<sub>すべ</sub>せむすべ知らにきはまりて貴きものは酒にしあるらし

なかなか人にとあらずは酒壺<sub>つぼ</sub>になりてしかも酒に染みなむ

あなみにく賢<sub>さかしら</sub>をすと酒のまぬ人をよくみれば猿<sub>さる</sub>にかも似る

価無<sub>な</sub>き宝といふとも一杯の濁れる酒に豈<sub>いか</sub>まさらめや

夜ひかる玉といふとも酒のみて心をやるに豈<sub>いか</sub>しかめやも

世のなかの遊の道に淋<sub>しみ</sub>しくは酔泣<sub>まよ</sub>するにありぬべからし

この世にし楽しくあらば来<sub>き</sub>む世には虫にも鳥にもわれはなりなむ

生るれば遂にも死ぬるものなればこの世なる間は楽しくをあらな

もだしるて賢するは酒のみて酔泣するに猶及しかすけり

というのである。

しかしこれらの歌は、実際に酒をのんだ時の心境をうたつたものではなく、ただ観念的に、従つてきわめて表面的に酒をたたえたにすぎない。聖人や七賢人や酒壺をもちだしたのは、中国の故事に通じていたからであり、虫や鳥になりたいとか、生存中は楽しくありたいなどというのは、現世享樂主義であつて、当時の知識人の浅薄な思想感情を吐露したものと云つてよい。

旅人はかかる讚酒歌をつくつたほどであるから、おそらく愛酒家であつたろうが、文献において愛酒家としての彼の行状を特にしめすものは、至つてとぼしい。万葉集には、彼の作歌が讚酒歌以外にもあり、また彼の周囲の人の作歌で、彼に関して詠じたものもあるが、それらのうちで卷四相聞に、

古の人のをさせる吉備の酒病めすべば術なく貫簀ぬきす賜たばらむ

がある。これは丹生女王が太宰帥大伴卿に贈つた歌で、貫簀は酒に酔うて嘔吐する時の具であり、大伴卿から酒を贈られたに対して、戯れて答えられたのであろう。また

君がため醸みし待酒安やすの野にひとりや飲まむ友なしにして

があり、これは太宰大貳丹比真人具守が民部卿に遷任された時、旅人が贈つた歌であつて、折角の酒をひとり飲むわびしさを、かこつたものであろう。旅人と酒との関係をうたつたものは、この二首にすぎない。しかもこれとて、彼の愛酒家であつたことを、ことさらつよく示すとはおもわれない。

## 八

酒の讚美については、古今著聞集（十八、飲食二六）に、『食者人之本也。八政猶以食為首。就中釀酒者起自素盞烏尊。凡酣樂之興。何物若之。三友之其一。放遊之紹介也。』と言つてある。三友とは、詩、琴、酒とか、山水、蘭竹、琴酒をいうのであつて、趣味のいかんによつて、人の好みは異なるが、三友のうち酒を第一にする愛酒家は、すくなくないであらう。

聖武天皇が大仏の塗金の不足になやんでいた時、陸奥守であつた百濟王敬福は、黄金を献上してこれを助け、その後宮内卿や刑部卿になつたが、その性質は、『放縱不拘。頗好酒色。』といわれている（続紀二七）。參議從三位中宮大夫兼衛門督の大伴宿禰伯麻呂は、『宴飲談話。頗有風操。』と言われているから、酒をのんでも、態度言語がみだれず、立派であつたので、光仁天皇から愛されたといわれる（同上三七）。

中納言從三位兼兵部卿の藤原繩主は、『性雖好酒。職掌無闕。』と言われるが（日本逸史二五）、酒のために、とかく職務を怠ることがあるのに、それが無いのは感心というべきであろうか。東宮学士從四位下の上毛野顯人は、『晩年沉酒而終。年五十六。』といわれるが（類從国史六六）、酒のために、死を早めたのであらう。

藤原種継の二男の從四位下藤原縵麻呂は、愚鈍であつたが、大臣の子孫であつたので、内外の職歴を有したけれども、名をなすところがなく、『唯好酒色。更無余慮。』と言われたが（日本逸史一九）、酒だけの人生では、つまらないであらう。藤原小里麻呂の二子で、散位從四位下の道継は、才能はなく、武芸はすこしあつたが、『好酒及鷹。老而弥篤。』といわれた（類聚国史六六）。彈正大弼從四位下の橘長谷麻呂は、若い時から学問をして史漢に通じ、性質が溫柔で物にさからわず、しかし事にのぞんで決断して法令にたがわなかつたが、『縱酒忘憂。遂沉病』といわれた（同上）。坂上田村麻

呂の二子で、右兵衛督位四位下の広野は、武勇をもつて聞え、他の才芸はなかつたけれども、節操があつたが、『飲酒過度。病発而卒。』といわれる(同上)。長谷麻呂は年四十六才、広野は四十二才であつたから、この二人は酒のために死をはやめたと言つてよく、過度の飲酒は、つしまねばならない。近江権守従四位下藤原貞主は、書類がうず高くつもり、事務がみだれていても、『飲酒之興。不<sub>ニ</sub>曾休廢。醉後弥明。剖断如<sub>レ</sub>流。故吏民不<sub>ニ</sub>敢欺<sub>レ</sub>之。』といわれた(同上)。酔えば、頭がもうろうと霞むのが普通であるのに、却つて明晰になるとは、ふしぎである。

文徳朝の太宰帥三品葛井親王は、桓武天皇の第十二子で、射芸をよくして、外祖父の坂上田村麻呂を驚喜させたが、『晚年好<sub>レ</sub>酒。志在<sub>ニ</sub>讌樂。累日連夜淵醉忘<sub>レ</sub>疲。』といわれた(文徳実録一)。散位従四位上道野王は、『淫<sub>ニ</sub>酒色。頗解<sub>ニ</sub>線竹。然性甚謹厚。未<sub>ニ</sub>曾傲慢。』といわれた(同上、七)。宮主外従五位下占部宿禰雄貞は、卜筮に長じたが、『性嗜<sub>ニ</sub>飲酒。逐<sub>ニ</sub>沉湎卒。時年四十八。』といわれるから(同上、十)、酒のために、死を早めたのであろう。

散位従四位下多治比真人は、幼時から学問をして才藻のある人であつたが、『晩年閉居。愛樂沉<sub>レ</sub>酒。酪酊送<sub>レ</sub>日。不問<sub>ニ</sub>家事。常对<sub>ニ</sub>清醕。招<sub>レ</sub>友而酌。卒時七十六才』といわれるが(三代実録、二六)、長生きしたとしても、こういう愛酒家では、家婦をいたくこまらせたであろう。神祇伯従四位下兼行美濃権守藤原良近は、力のつよい人で、かつて大酔して車に乗つて行つたが、途中車を降りて車の後方に手をかけてひっぱり、車を曳く牛と力くらべして勝つたという(同上、二七)。とかく酔うと、何か人を驚かすことをやりたがるらしい。

時代はすこしくだるが、太政大臣藤原兼通について、大鏡(五)には、『この殿には、後夜にめす卯酒の御さかなには只今殺したる雉をぞ参らせけるに』とあり、別に愛酒家とは言つていないが、卯酒については、寝酒とか、夜明の酒などの説があるけれども、これは卯の時、すなわち午前六時にのむ酒であるから、朝酒と言つてよく、朝酒をたしなむほどならば、よほどの酒好きと言つてよい。会津磐梯山の小原庄助さんのように、朝寝、朝湯とともに、朝酒が大好きで、それで



身上をつぶしたものである。

関白藤原道隆も、愛酒家で酒宴を事としたが、賀茂に参詣した時、酔うて車中で寝てしまい、下車の時道長に注意されて、驚いて扇をもつて鬢をかきなどでしたが、朝光、濟時等が彼の酒敵であつて、もし極楽に按察(朝光)や小一条(濟時)等が居るならば詣るけれども、彼等が居なければ、極楽を願わないと言つたという(古事談二)。酒敵の居ない極楽には行かないなどは、よほどの愛酒家と言つてよい。なお大鏡(六、内大臣道隆)では、彼が賀茂詣りの時、車でねこんでしまつたが、下車の時道長に起こされ、みずくろいをして、さりげなく清らかに下車したので、『さばかり酔ひな人は、その夜は起きあがるべきかは、それぞれこの殿の上戸はよくおはしましける。』と、その醒め方のよいのをほめていゝ。しかしまた『大疫癘の年こそ亡<sup>う</sup>せさせ給ひけれ。されどもその病にはあらで、御みきの乱れさせ給ひにしなり。男は、上戸、ひとつの興<sup>きよう</sup>の事にすれど、すぎぬるはいと不便なるをりはべりや。』と言つてゐるから、彼の死は、酒の中毒によるのであらう。

藤原敦光は、酒を愛し、ふだん酒を居間の棚に置いたが、或夜就寝後、息子の弟が髻をときはなち、裸体でしのびこんで父の酒を取つたので、兄の長光は連句で、『酒是正<sup>ニ</sup>衣裳』といいかけると、成光はほどなく、『盗則乱<sup>ニ</sup>礼儀』と言つたので、空寝でこれを聞いた父は、感にたえないで落涙したという(古事談六)。親の秘蔵物をかぎつけて、ひそかにこれを盗みとるのは、子としておもしろいことであらうし、親としてこの場合、馬鹿野郎とどなりたいところであるが、兄弟が連句で問答しているのを聞いて、氣のいい父親は、感心してゆるしたのであらう。さらに時代はくだるが、古今著聞集(二八)に、『鳥羽院御位るとき、在良朝臣御侍読にてつねにまいりけるに、時々酒をのませられけるは、かの朝臣愛酒にて侍けるにや。』とあり、彼は菅原氏で、文章博士であつた。

愛酒家は、かならずしも酒豪とは言えないが、なかには両者を兼ねそなえたものもある。延喜十一年(九一一)六月十

六日、参議藤原仲平、兵部大輔源嗣、左近衛少将藤原兼茂、藤原俊蔭、出羽守藤原経邦、兵部少輔良峯遠祝、左兵衛佐藤原伊衡、散位平希世の八名は、亭子院（宇多天皇）に召されて淳酒を賜わったが、彼等は当時の有名な酒豪で、『雖<sup>ニ</sup>飲<sup>レ</sup>酒及<sup>レ</sup>石。如<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>水沃<sup>レ</sup>沙者也。』といわれた連中であつて、大盃に墨でしるしをつけて、酒を増減なく平均についでまわしたが、六七巡で満座酩酊し、希世は門外に倒れ伏し、仲平は殿上に嘔吐し、経邦のごときは、はじめ意気さかんであつたが、ついに吐瀉し、わずかに乱れなかつたのは、伊衡ひとりであつて、十盃で止め、賞として駿馬一頭を法皇から賜わつたという（紀納言の亭子院賜酒記、朝野群載三、本朝文粹十二）。

知足院藤原忠実は、久我大相国源雅実とともに白川院の御前で盃酌をたまわり、関白は二盃、相国は三盃飲まれ、そののち院は、もうこれでいいだろうと言われたので、関白は立ち去ろうとすると、相国は関白に目で合図をして、猿楽などならば、酒を給うて、もうよかろうということはあるがと言つたので、院も笑われて、さらに飲盃せられ、この度は関白は二度、相国は五度飲まれて退出したが、大相国はおそろしい人だと、知足院は語られたという（古事談一）。

愛酒家のうちには、その人の性質によつて、いろいろの癖がある。仁明朝の出雲権守正四位下文室秋津は、武芸を論じては驍将と称することができたが、酒席では丈夫とは言いがたく、酒三四杯でかならず酔うて泣く癖があつたというから（続日本後紀一三）、泣き上戸といふべきか。桓武朝の大納言正三位兼弾正尹壹志濃王は、性質が尊大で、礼儀をまもらず、杯酌の時にはよく笑い、酣暢に侍することに、帝に対して昔のことを申すので、帝は安心したといわれるが（日本逸史一四）、これは笑い上戸であろうか。

## 九

酒の魅力は、酔うことであつて、『女房達少将（藤原伊衡）ヲ見レバ、赤ミタル顔付眼見<sup>まみ</sup>。桜ノ花ニ匂合テ微妙ク見ユ

ル事无<sub>レ</sub>限り。』という程度の、ほろよいならば（今昔物語二四、延喜御屏風伊勢御息所読和歌語三一）、当人もいい気持ちであろうし、他に迷惑をかけることもなからうが、しかしそれがこうじて、『或魂消心迷。尸居不<sub>レ</sub>驚。或舌結語戾。鳥囀難<sub>レ</sub>弁。』とか、『終事反瀉。窮声喧々』の状態となると（朝野群載三）、傍の迷惑もさることながら、当人もそれによつて罪を犯したり、失敗することが往々にしてある。

安康天皇は、根使主の讒言によつて大草香皇子をころし、その妻の中<sup>なか</sup>蒂姫をたてて皇后とされたが、その三年八月、山宮にいでまして酒宴を催し、ひそかに皇后と歎談し、われはそなたとは睦まじいけれども、そなたの生んだ大草香皇子の子、眉輪王をおそれると話されたところ、高楼の下で遊んでいた眉輪王はそれを聞き、天皇が酔うて熟睡しているのを伺つて、刺殺したという（雄略即位前紀）。

天智天皇と天武天皇とは同母兄弟であつたが、その性質や思想にしつくりしないところがあつたのか、やや親密を欠いたようで、鎌足伝（家伝上）によると、天智天皇が浜楼に置酒し、宴たけなわで一同歎をきわめた時、皇太弟、すなわち後の天武天皇が突然長槍をもつて敷板を刺し貫いたので、天皇は大いに驚いてこれを罰せようとしたが、鎌足のとりなしで止したという。どういふおもわくがあつてのことか、わからないが、酒宴のさなかに、かかる乱暴をなしたのは、酔いにまぎれて、何かの鬱憤をばくはつさせた所為であろう。

葦原王は、忍壁親王の孫で、山前王の男であるが、天性兇悪で、酒肆に遊ぶのをよろこびとしていたが、淳仁朝天平宝字五年（七六一）三月、御使連麻呂とともに大いに飲み、たちまち怒を發して麻呂を斬殺し、股の肉を切りとつて胸上に置いて膾としたという残酷なことをしでかし、またその他の罪状も明かであつたので、王名をのぞかれて竜田真人の姓と改め、多<sub>檜</sub>島に配流された（統紀二三）。また同七年（七六三）十二月、礼部少輔従五位下中臣伊加麻呂、造東大寺判官正六位上葛井根道、伊加麻呂の男真助の三人が飲酒した時、時の忌諱にふれることを談じて密告され、伊加麻呂は大隅守に

左遷され、根道は隠岐に、真助は土佐に流された(同上、二四)。

前中納言従三位藤原乙叡は、平城天皇が太子であつた時、宴に侍して酒杯をくつがえず不敬をなし、天皇はこれを心にとめられていたが、大同二年(八〇七)十一月、伊豫親王の叛逆事件に坐して官を解かれた(日本逸史一六)。

左大臣藤原時平の伯父の大納言国経はすでに八十才の老人であるのに、その妻は『僅ニ廿ニ余ル程ニテ、形端正ニシテ色メキタル』美女であつたが、甥の時平は、それを聞いて、なんとかして見たいと思ひ、正月の三日に伯父の家を訪づれたところ、伯父は非常なよろこびで、酒宴を設けてもてなし、お互に大酔したあげく、最上の曳出物として美女の妻を時平に与えたが、翌朝目さめて一部始終を知り、太いに悔いたという(今昔物語二、時平大臣取国経大納言妻語八)。『酒は飲め飲め のむならば 日の本一のこの槍を 飲みとるほどに飲みてこそ それぞ誠の黒田武士』と、黒田節にうたわれているように、黒田長政の臣母里太兵衛が、福島正則から日本号の槍を飲みとつたが、時平のように、稀れなる美女を飲みとつたのは、さらに愉快であつたらう。

鳥羽院の時、帥中納言長実卿のもとえ、熊野(小熊)権守伊遠という相撲とりが、息子の伊成をつれて参り、酒をすすめられている時、また弘光という相撲とりが来て、おなじく盃酌を給わつたが、弘光は酔うたあげく、近ごろの相撲は、勢いだに大きくなれば、左右なく最手ほて(後の大関)を賜わり、脇にも立つが、昔は雌雄を決して、実力があらわれるにつれて昇進したのであると言つたので、伊遠は、これは伊成のことを指しているのであるとて、兩人を勝負させたところ、弘光は負けて、後に出家することになつたが(十訓抄三、古事談六、古今著聞集十)、これも酔のための失言で、不幸を招いた例である。

しかし直接の飲酒ではないけれども、酒宴に關聯して不幸を招いた例もある。顕宗天皇が皇太子と酒を酌んだ時、小野夫人が立ちながら皇太子を喚んだので、その不敬によつて誅されることをおそれて、自殺したという(仁賢紀二年九月)。皇

太子（億計）は天皇（弘計）の兄であつたから、ことに礼儀正しくしなければならなかつたであろうが、不敬の故をもつて自殺するとは、氣の毒というほかない。

十

かくのごとく、酒の酔いによつて刺殺されたり、罪を得て配流されたり、官を解かれたり、或は最愛の妻をとられるような失態をするものもあつたが、この酔いを謀殺に利用することがあつた。

神武東征物語によると、道臣命は酒宴を催して敵兵を誘い、そのたけなわの時、歌を合図に士卒は頭槌の劍を抜いて襲いかかり、酔いつぶれた敵兵を殺したという（神武紀十月）。

景行天皇の熊襲征討物語によると、天皇は兵をもちいないでこれを平げんとし、まず熊襲梟帥の美しい二女を誘惑したところ、姉のイチフカヤは良策があると言つて家に帰り、醇酒を父にのませて酔いねむらせ、従兵をして父をころさしめた。しかし天皇は、その不孝の故をもつてイチフカヤを誅したという（景行紀十二年十二月）。その後熊襲がまたそむいたので、日本武尊がつかわされたが、尊は童女に扮してその首魁の川上梟帥の酒宴に侍し、彼を酔いつぶさせて刺殺したという（同紀二十年十二月）。

履中天皇は、東難波宮にいました時、大嘗の酒宴に大酒されて熟睡されたところ、弟の墨江中王が天皇をころさんとして大殿に火をつけたが、倭漢直の祖阿知直が天皇を救いだし、馬にのせてのがれたというが（古事記）、これは謀殺の失敗した例である。天皇の同母弟水齒別命は、天皇の命をうけて、墨江中王の近侍の隼人曾婆加里を誘惑し、汝の王をころすならば、汝を大臣にしてやろうと言つて、王をころさせた。しかしじぶんの王をころしたのは不義であるけれども、その功にむくいなければ不信となると、仮宮をつくつて酒宴を催し、隼人に大臣の位をささずけて悦ばせ、大いに飲んだ

後に隼人を殺したというが（古事記）、これもまた酒をもちいた謀殺の例と言つてよい。

## 十一

しかし酒は、かかる陰惨な、忌わしいことばかりでなく、時には、ほほえましいことにも用いられた。たとえば、大国主命はなさけ深い、男らしい神であつたので、多くの女神に愛され、それで嫡妻のスセリ姫はひどく嫉妬したが、しかし夫神から、『、、群鳥の わが群往むれいなば 引鳥の わが引往むれいなば 泣かじとは 汝は言ふとも 山処やまとの 一本薄ひともとすすき 項傾うなかぶし 汝が泣かさまく、、、』と言われると、さすが氣のつよい妻神も折れて、大御酒杯をささげながら、『、、吾大國主こそは 男にいませば 打見る 島の岬々さき かきみる 磯の岬おちず 若草の 妻持たせらめ 吾はもよ 女めにしあれば 汝なをきて 男は無し 汝をきて 夫つまはなし、、、豊御酒 たてまつらせ』と、しとやかに歌い、ここに夫妻の和合が成つたが（古事記）、大国主命とスセリ姫との物語は、そもそものはじめから一聯のオペラの観があり、それが献杯をもつて終幕しているのは、おもしろい。

## 十二

世には、もちろん愛酒家ばかりではなく、酒を好まないものもあるのは、いうまでもない。その例としてあげれば、時代はすこしくだるが、古今著聞集（六）に、宇治左府日記を引いて、藤原頼長は『嗜こ好五音。不レ愛レ酒。』と言つてある。酒を愛することによつて、罪を得たり、失敗するものがあつたにしても、愛酒家かならずしも悪人ではなく、また酒を愛しないからと言つて、善人とはかぎらない。頼長は、当時の世人から悪左府と称せられたことをみると、その政治的活動には議すべきところがあつたのであろう。

しかし過度の飲酒は、とかく弊害をとまなうから、これに対する戒めがなされることがある。扶桑略記(二四)に、『延喜天皇御製曰』として、醍醐天皇ののべられた種々の訓戒のうちに、『勿<sub>レ</sub>多酒飲<sub>ニ</sub>』がその冒頭にしろされてある。また天皇の皇子兼明親王、すなわち前中書王の山亭起請のうちに、『食取<sub>ニ</sub>於飽<sub>一</sub>。勿<sub>レ</sub>求<sub>ニ</sub>滋味<sub>一</sub>。酒取<sub>ニ</sub>忘憂<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>要<sub>ニ</sub>痛醉<sub>一</sub>。』とあつて(本朝文粹十二)、ともに暴飲をいませめてゐる。

これらは、個人に対する戒めとみてよいが、公の政治に対しても、配慮がなされている。令集解(十七、選叙令)によると、『凡<sub>レ</sub>徑<sub>ニ</sub>癡狂<sub>一</sub>醜酒<sub>一</sub>。及父祖子孫被<sub>レ</sub>戮者。皆不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>侍衛之官<sub>一</sub>。』とあり、氣違や酒乱のものは、危険のおそれがあるから、その用心のためであらうし、また同書(二四、官衛令)によると、『凡<sub>レ</sub>宮門及教堂。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>酣<sub>レ</sub>酒。作<sub>レ</sub>樂。申<sub>ニ</sub>私敬<sub>一</sub>。行<sub>レ</sub>決罰<sub>一</sub>』とあるが、酒をたしなみ、樂を奏し、私交上の敬礼をなすような私的事と、決罰のような公的事との混用をいませめたのであらう。

養老三年(七一九)七月十九日に定められた『按察使訪察事条事』のうちに、『嗜<sub>レ</sub>酒沉湎<sub>一</sub>遊無<sub>レ</sub>度』の一項がある。これは百姓が酒におぼれて、田の耕作を怠ることをいうのであらう(類聚三代格七、牧宰事)。

また延暦五年(七八六)四月十九日の太政官奏のうちに、官吏のつつしむべきことの箇条が八項あつて、そのうちに、『嗜<sub>レ</sub>酒沉湎<sub>一</sub>闕公務<sub>一</sub>』があげられてあり(同上)、大同四年(八〇九)九月二十七日の太政官符に、觀察使起請十六条があつて、その一条に前とおなじことがあげられてある(同上)。或はまた延喜式(四一、彈正台)によると、左右京職をしていろいろのことをしらせさせてあるが、そのうちに、『又有<sub>ニ</sub>飲<sub>レ</sub>酒醉乱<sub>一</sub>。及与<sub>レ</sub>人鬪乱者<sub>一</sub>耶。』の一項がある。

### 十三

飲酒の弊害が甚しくなると、ついにこれを禁ずるにいたることがある。孝謙朝天平宝字二年(七五八)二月二十日詔して、

『このごろ民間では宴集して、ややもすれば違いあやまることがあり、或は同悪が相あつまつて、みだりに聖仕をそしり、或は酔乱して節度がなく、鬪争をいたすが、まことに道理にたがうているから、これから後は、王公已下供祭療患を除く以外、飲酒してはならない、もし犯すものがあらば、これを処罰する』と仰せられたが(統紀二〇)、これは風俗の肅正を期せられたのである。

桓武朝廷曆十七年(七九八)十月四日の太政官符に、『禁制両京畿内夜祭歌舞事』があり、そのうちに、夜祭会飲はすでに禁断されているのに、所司が寛容であるので、さかんに酒饌を供して、たがいに酔乱をこととし、男女別なく、上下序を失い、鬪争淫奔が生じて法に違ひ、俗をみだすこと、これより甚しいことはないから、自今以後きびしく禁断すると言つてある(類聚三代格一九)。

清和朝貞観八年(八六六)正月二十三日の太政官符に、天平宝字二年二月二十日の勅書を引用して、諸司諸院諸家の人々が、『焼尾荒鎮、并責人求酒及臨時群飲』を禁じた一条と、また祓除神宴の日に、諸衛府舍人や放從な輩が、酒食を求むることを禁じた一条とがあり(同上)、さらに醍醐朝昌泰三年(九〇〇)四月二十五日の太政官符にも、諸司諸家所々の人々の『饗宴群飲及諸祭使等饗』を禁じてある(同上)。

以上の禁令は、主として飲酒による風俗の紊乱を防ぎ、綱紀の肅正をはかるためであるが、しかし禁酒令は、単にこれらにとどまらなかつた。

孝徳紀大化二年(六四六)三月二十二日の詔のうちに、『農作なりわいの月に当りては、すみやかに田を営つくることを務め、美物と酒とを喫をさしむべからず』とあり、これは農民が飲酒によつて農耕を怠ることを、おそれたからであろう。また持統紀五年(六九一)六月九日の詔に、『その公卿百寮の人等をして、酒、穴を禁断たぢて心を摂おさめ、過ちを悔いせしめよ。』とあるが、これは当年の夏陰雨がふりつづいたので、凶作を憂えられ、心を清め、過を悔いて、神仏に祈願するためであつた。



また元正朝養老六年(七二二)七月にも、天災があり、降雨がなかつたので、これは『朕の薄徳のいたせるところで、百姓の罪ではないから、よろしく天下に大赦すべし』と詔され、そのうちに『禁<sub>レ</sub>酒断<sub>レ</sub>屠』とあり(続紀、九)、或は聖武朝天平四年(七三〇)七月にも、旱天で農作の被害があつたので、これは朕の不徳のいたすところで、百姓の罪ではないとて、天下に大赦されたが、その詔のうちに、『禁<sub>レ</sub>酒断<sub>レ</sub>屠』とあり(同上、十一)さらに天平九年(七三七)五月、四月以来疫旱がならびあつて、農作の被害があつたが、この時も前とおなじように、朕の不徳のいたすところであるとて、大赦を行われ、その詔のうちに『禁<sub>レ</sub>酒断<sub>レ</sub>屠』とあるが(同上、十二)かくのごとく人民をして酒肉を禁ぜしめたのは、おそらく仏教思想の影響ではなからうか。

称徳朝宝亀元年(七七〇)七月十五日の勅書のうちに、仏教の功德をたたえて、今月十七日から七日間、京内の大小寺において大般若経を転読せしめるから、天下に告げて、辛肉酒を断たしめよと言つてあるのは(同上、三〇)上訳の例と関連があるらしい。

辛は五辛をいい、辛味のある五種の蔬菜であつて、肉酒とともに、仏徒の食してはならないものとされている。僧尼令(令集解七)によると、僧尼で酒を飲み、肉を食し、五辛を服用するものは、三十日苦使せよとあり、また酒を飲んで酔乱し、人と鬪打したものは、還俗せしめよとあるから、僧尼は飲酒をつつしまねばならなかつた。清和朝貞観八年(八六六)六月四日勅して、破戒濫行の輩が仏教にたがい、王法にそむいて飲酒をこととしてゐるから、自今以後、僧侶の飲酒と贈物は、よろしく禁ずべしと言われた(三代実録、十三)。

仏教においては、飲酒は五戒の一として、つつしまねばならなかつたのであつて、圓仁(慈覚大師)は、『頻修<sub>三</sub>齋戒。永絶<sub>三</sub>酒肉。』と言われているが(扶桑略記抄二)、これは一例にすぎないけれども、高僧はおそらく酒肉をつつしんだのであろう。空海は承和二年(八三五)三月十五日弟子たちに対して、遺告二十五条を制したが、帝王徧年記(十三)には他の

条はなくて、たゞ『弘法大師有遺告等』。碁琴非制限之由。雖載僧尼令。門弟等困碁雙六惣以可停止。飲酒長斷。』とあり、また経範の『大師御行状集記』のうちに、『不可飲酒条第四十九』があつて、『制止文曰。酒是治病之珍。除風之宝也。而於仏家大過者也。』とあるから、空海は仏者として弟子に対して、飲酒をつよくいませめたのである。

しかし僧侶のうちには、酔乱にいたらなければよいとして、飲酒するものがあつたらしい。万葉集(一八)によると、大伴家持が酒を僧に贈つたことが二度もある。藤原広嗣作という『上文武天皇勅僧正玄昉等表』には(本朝文集六)、『出家人は奴婢牛馬の畜養、酤酒屠肉、耕作商買ができないのに、玄昉は奴婢を畜養し、舎宅を興作し、財宝を聚積し、酒を醸し、穴を屠し、農商をなして、全く俗人とおなじだ』と言つてゐるが、しかしこの文は時代のずれがあつて、記録として信じがたいけれども、かかることをなした墮落僧もあつたかも知れない。

たとえば、今昔物語(一六)には、旅人を酒に酔わせて殺し、物を盗む法師の話があり、また客齋の僧は餅でつくつた酒が虵にみえたので、その壺を野原にすてたところ、それを拾つた男たちには、それが美酒であつたことを聞いて、僧はじぶんの罪の深いのを、恥じ悲んだ話がある(同書一九)。

#### 十四

以上長々と、平安時代をもすこしふくめて、古代人と酒についてのべてきた。しかしこれは、一般的にのべたのであつて、個々の例においても、省いたものがあり、また文人たちが、酒をいかに詠じてゐるかななどにも、あまりふれなかつた。

近世にいたつてその醸造法が進歩し、また今日では和酒だけではなく、いろいろの洋酒があつて、その種類が多くなつたという変化はみられるものの、しかし人と酒との関係は、今も昔もあまり変りがないと言つてよい。酒を好むもの、嫌

うもの、それにつよいもの、弱いもの、それによつて得をするもの、損をするもの、よろこぶもの、悲しむものの存在は、おなじである。

何かにつけて意見をのべている兼好法師は、徒然草において、『友とするにわるきもの七つあり』と言つて、そのうちに『四には酒をこのむ人』をあげ、またさまざまの酔態を描写して、『かかることをしても、この世も後の世も、益あるべきわざならば、如何はせん。この世にては過おほく、財を失ひ、病をまうく。百薬の長とはいへど、万の病は酒よりこそ起れ。憂を忘るといへど、酔ひたる人ぞ、過にし憂さを思ひ出でて泣くめる。後の世は人の智慧を失ひ、善根を焼くと火の如くして、悪を増し、よろづの戒を破りて地獄におつべし』などと、さんざんに飲酒を攻撃しながら、すぐそれにひきつづいて、『かくうとましと思ふものなれども、おのづから捨て難き折もあるべし』と言つて、『興を添ふ』とか、『心慰む』とか、『いとをかし』とか、『嬉し』とかの、酒宴の興ある場面をいろいろあげ、『上戸はをかしく罪許さるものなり』などと言つているから、兼好もまんざら酒を否定するのではないらしい。

酒に対しては、その人の嗜好や、信条や、体質や、環境などによつて、いろいろ意見があるであろうが、人間の生活に長くなじんできたものであるから、その魅力は、おそらく今後消えうせることはないであろう。